

平成28年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成28年 12月14日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議					議長	
開閉会日時		平成28年12月14日 午後1時00分			星 正 彦	
及び宣告					議長	
		平成28年12月14日 午後1時33分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名員	9	栗 田 幸 則		10	久 保 田 正 之	

職 務 出 席	議会事務局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進課長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権課長	守 田 純 子	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	松 永 憲 昌	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

平成28年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第9 議案第89号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期目標
- 日程第10 議案第90号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第65工区）請負契約の変更

平成28年12月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

人勤に基づいての条例改正ですけれども、これによって鞍手町職員の、主には手当の部分になるとは思うのですが、給与、手当がどのように変わるのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

給料に関しましては年間で81万4,648円増額となります。1人あたりにしますと、1月分の増加額は約496円になっております。

勤勉手当につきましては、0.1月分引き上げとなりますので、全体といたしまして489万6,286円となり、1人あたりの平均にいたしますと3万5,739円となります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

給与に関しては1人あたり月に496円ということですので、年間5千円弱ということになると思うのですが、これによって、今まで低いと言われていました鞍手町のラスパイレス指数はどういうふうに変わって来るのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

国もその分が上がっていますので、ラスパイレスとしては今と変わりはありません。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

提案理由については、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する云々と書いてありますが、町の中で対象となるものがあるのかどうか。それと具体的に何処がどういうふうに変ったのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田隆一君

お答えいたします。

この外国人等の国際運輸にというこの法律につきましては、運行関連につきましては、今回対象となる外国というのは、台湾だけということになっております。

今お尋ねにありました対象がどのくらいかというのは、台湾の方で生まれた利子配当等に対しての取り扱いとなります。それで現状としてはどのくらい対象者がいるのかというのは把握出来ておりません。

また、大体どんなのかということでありましたが、今言いましたように、台湾で発生した利子配当等に対しての収入に対して分離課税として3%の住民税所得割を課するという事になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第83号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第83号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、14頁から21頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、20頁から33頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、32頁から41頁まで質疑はありませんか。

栗田幸則君。

○9番 栗田 幸則君

32頁の畜産業費で5,893万3千円、これは国の補助金と思いますが、そういうお金が入っております。

議案の説明書の中には平成29年度に予定した畜産酪農収益力強化整備対策事業を前倒

ししてとなっております。

この畜産酪農収益力強化整備対策事業とはどのようなものでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

総合的なT P P関連政策の大綱に即しまして、畜産酪農等の体質強化を図るために省力機械の導入等による生産コストの削減や進出向上など、収益力生産基盤の強化が必要となることから、施設整備や機械導入など競争力強化に向けた基盤整備の構築や、生産性向上等、地域の畜産業の安定経営発展に資することを目的としております。

事業としましては、施設整備事業、機械導入事業、調査・実証・推進事業という3つの事業があります。補助率につきましては施設整備事業、機械導入事業は、消費税を除いた額の2分の1、調査・実証・推進事業は定額でございます。

但し、施設整備事業には基本事業費というのがあります。今回ウインドレス鶏舎を建設する予定にしております。ウインドレス鶏舎の上限が、㎡当たり4万8千円となっております。その2分の1が補助金として計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、40頁から49頁まで質疑はありませんか。
岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

45頁の高等学校費で、定時制高校の管理費として修繕料が88万9千円、工事費が193万1千円ほど上がっています。この中身についてお願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

先ず初めに修繕料でございますが、これにつきましては、茶法室が老朽化しておりまして、これの畳替え及び天井、それから床の張り替えと、もう1点が保健室の床の張り替え、これを合わせまして88万9千円の追加をさせていただいております。

工事費でございますが、工事内容につきましては高圧受電設備、いわゆるキュービクルの更新に要する費用として、当初予算で820万円計上させていただいておりましたが、この工事に関連した新たに高圧受電設備までの、外から中の電線ですね。これの引き込み線老朽化が判明いたしましたことや、もう1点電線が校門に向かいまして右手側の坂の部分ですが、民地から伸びてくる樹木に接触して維持管理に問題があるということから、これを受けまし

て、左側の運動場側に電柱線を移設するという工事も含めたものでございます。この金額が追加として193万1千円ほど追加させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

中学校の需用費、光熱水費が270万円程度出ていますが、当初どのような見積をしていて、何が理由でこういうふうな増額になったのか、その辺の説明をして下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

当初予算の見積は、前年の昨年開校しました1年間の統計により算出をしております。

今回追加で269万6千円の追加の理由につきましては、当初予算よりも水道料で14万1千円、電気料で255万5千円の不足が3月までに予測されるために追加をさせていただいております。

これの大きな理由といたしましては、特に電気料につきまして本年1月の寒波による電力の使用が非常に多くなったことから、最大需要電力というのがありまして、これが最大値を1年間の記録をしました。その後に1年間この最大需要電力というのが基本料金に反映されます。そのことが一番の要因でありまして、その後夏場に猛暑がありましてエアコンの使用が増えたということが、この電力料に大きく影響しているというふうに分析をしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

45頁の役務費、生徒バス通学費が220万円ほど減っていますが、この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この減額の理由につきましては、スマイルバスは宮若、泉水、倉坂線の路線の4月から9月の生徒の利用実績によりまして、3月まで見込んで不用額が出てきましたので、それを減額しております。

理由の分析としましては、土曜日、日曜日それから夏休み期間の生徒の利用が少なかった

ことが減額の原因と考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

49頁、公債費で長期債償還利子がマイナス1,400万円ほど上がっています。この中身と理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この理由としましては、まず利率の見直しがあります。平成17年に発行しています減税補填債2,160万円分、それと平成17年に発行しております臨時財政対策債の2億5,690万円に対しまして、当時利率2%のものが0.1%に見直されましたのでこの補正を行っています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当初2%が0.1%ということなのですが、見直された理由というか、主な原因というのはどういうふうにあるというふうに考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この利率の見直しは、発行した当時の利率が当時の経済情勢に基づきまして、この2%というのが出ております。これが見直されまして0.1%になったと、現在の長期の利率の見直しがありまして、それに基づいて見直したということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から13頁について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁の土地売り払い収入と、家屋売り払い収入がここで483万7千円と9万1千円ほど上がっております。

この場所はどこなのか、中身についてお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

これは2件ありまして、1件が小牧の藤郷と中山城ヶ崎になります。

9月の補正予算の第2号におきまして、最低制限価格を計上しておりましたが、8月30日に入札を行いまして金額が確定したため、今回補正として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第85号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第86号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 87 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 88 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 28 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 88 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 89 号 地方独立行政法人くらて病院 第 2 期中期目標を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○ 11 番 岡崎 邦博君

これは一般質問でも質問をさせていただきました。

その際に、ここの第 2、住民に対して提供するサービス云々についての病院及び介護保険施設としての役割として、(1) 救急医療体制の充実、このことについて質問いたしました。その際の答弁として、ここについては医師の判断に任せるといような答弁だったと思うのですが、そもそもこの中期目標については中期目標を定めるのは町で、指示するのが町長であるわけで、町長がどういうところまでを救急搬送としてくらて病院が処置にあたるのか、きちんとやはり定めないと、病院当局としてもなかなか判断が付かないところも考えられるというふうに思います。

一般質問の際に、1 回目の中期目標についてはきちんと三次救急については速やかに他の病院に任せるといような趣旨の文書になっておりますが、今回はスムーズな救急搬送の受け入れが可能となるよと、要するにどこまでを受け入れるかということ、とにかくスムーズな受け入れとしか書いていないわけですよ。

町長としては、この救急医療体制の充実についてはどのようにお考えになっているのかをお尋ねします。

○ 議長 星 正彦君

町長。

○ 町長 徳島 眞次君

これは、私が何時か議会の一般質問だったかで答弁したかと思います。要は今年の 1 月以

前は、119番の通報が入って救急隊が迎えに行きますね。そして玄関先で救急車を止めて患者さんを乗せて、救急車がなかなか玄関先から動かないということが多々あったのです。

私は、それを見かねて、家の人からすると救急車が来て患者さんを乗せたのに20分経っても救急車が動かない、30分経っても救急車が動かないと。これはどういうことかということで、そもそもはそういうことが発端でございます。

私は医者ではありませんので、まずはくらの病院があるのだから、受け入れ先の病院が決まってないのであればくらの病院で受け入れて、そこには医者がいるのだから、お医者さんは大体医学部で全部を習いますので、大体のどういう症状云々、そこで処置としての専門は別として、どういう症状であるというのは大体認識出来るのではないかとそのように伺っております。

まずは、病院に連れて行って、そこで点滴なり、ちょっとした処置を行って、そしてこの患者さんはくらの病院ではこれ以上は無理だということであれば、最初の応急処置をやって、そして、それから対応出来る、例えば飯塚病院とか大手の病院に搬送すると。そうした方がいいのではないですかということ、私は病院の方に投げかけておりました。

それを受けて、看護婦長さんとか、くらの病院のお医者さん達が協議をさせていただいて、くらの病院に搬送するというような、一応そういう経路をとったということでございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

前回も、例えばこの文章によりますと、一般質問でも読み上げましたが、提供することの出来ない診療分野、今ですと、例えば、脳神経外科、脳外傷なんかは提供していないわけですから、そういうのは、くらの病院に寄るよりも速やかにそういった診療科目、又は救急救命施設のあるところに搬送すべきだろうというふうに思いますが、それは救急隊の方が判断するという、そういう考えでいいのかどうかと。

また三次救急の対象となる、要するに重篤なものについては前回の場合ですときちんと迅速且つ適正に対処することということで、それは町長が今言ったようなことだろうというふうには感じています。

最終的には、例えば脳内出血だとか、脳梗塞だとか、そういったものについては、くらの病院に寄らずに、今の町長の説明ですと、こういったものまでも含めてくらの病院に一度搬送しろという考えなのかどうか分かりませんが、そういうのは速やかに、寄らずに救急隊員の判断で、一番受け入れ体制の整っているところに搬送してくれという考えでいいのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

おっしゃる通り、要は救急隊とお医者さんとの連絡、やり取りがあると思います。その中

において、無理だという判断がそこで出れば、当然のことながらそれに対応出来る病院に直接搬送するという事は、私としてみれば当然のことだとそのように認識いたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

3頁の利用者本位の医療の実践の(1)利用者中心の医療介護の提供というところで、3頁の上の方に、在宅連携室を中心に病院や介護老人保健施設及び地域の医療施設が連携して、入院及び退院経路の把握等を行いというふうにあるのですが、実はくらで病院で私の方に何回か相談等もあっていたのです。

例えば、1人暮らしのお年寄りが入院して、そして退院する時に、帰った方が病気になるのではないかなというような家というか、アパートというか、その方は生活保護を受けていた方なんです、ケースワーカーもなかなか迅速に対応していないようなところもあるのですね。

そこで、くらで病院の方にソーシャルワーカー等が居られますが、そこもなかなか上手く連携が取れていないとか、迅速に対応出来ていないのでいろいろと不満を持つとか、退院をするのにももの凄く困ったというようなケースが何件か私の方に相談が今まであっていたので、ここは是非具体的に事例を挙げて、ここはこういうことがあったんだと、ですからそこは町の担当課、又は県の福祉事務所等と密に連携を取って、本当に家族と利用者が利用しやすいとか、そういう連携を、環境整備を整えていただきたいということで、是非、目標の中には大まかには書いてありますが、是非その中身としてやっていただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今宇田川議員さんが言われたのは、本当に重々私も同じように感じております。ですから、ただ私も公務の方で忙しいものですから、病院の中でどのような対応がされているのかとか、今おっしゃったようなことが、当然のことながら私の耳に入れば、すぐにそういったことについては今後いろいろな分野において、まだ外にもいろいろな病院内のサービス、いろいろな部分がまだまだたくさん見落としした部分があるかと思えます。

そういったものもひっくるめて今後町民の皆さん方に、ああくらで病院はいいねと言われるような病院にして行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第89号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第89号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第90号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第90号について提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第90号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事(第65工区)請負契約の変更であります。

本工事は、調査ボーリングの結果を基に推進工法の機種を選定しておりましたが、縦坑の築造時に想定外の礫層が確認されたことにより、推進機の機種を変更し、工期を延長する必要が生じたため、契約を変更するものであります。

以上が、日程第10 議案第90号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第90号について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の契約の変更については仕方ないのかなというふうには思いますが、これに伴う予算が1千万円ほど契約の差額が増額という形になってはいますが、この補正についてはどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

予算につきましては、まだ予算は十分足りております。単独工事等がありますので追加の予定はございません。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第90号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日15日から18日までの4日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日15日から18日までの4日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

散会 13時33分